沖縄県生産性向上スマート農業機械導入支援事業実施要領

令和８年３月 31 日制定

第１　事業の趣旨

この事業は、「新・沖縄２１世紀ビジョン計画」に基づき、園芸作物のブランド産地を育成し、産地自らが育成、成長させることが出来る自立した産地を形成するため、本県の地域特性や気候特性を踏まえた沖縄型スマート農業機器を導入することにより、市場ニーズに対応できる安定生産・出荷に向けた拠点産地の形成を図り、農家経営の安定化を推進するとともに、本県園芸作物の生産振興に資するものとする。

事業の実施に関しては、沖縄県生産性スマート農業機械導入支援事業補助金交付要綱に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

第２　目標

本事業は、第１の趣旨を踏まえ、本県園芸品目の生産性の向上等に関する目標を定め、この目標の達成に取り組む地域を支援する事により本県の農業振興を図る。

第３　沖縄県ブランド産地成長マニュアルの活用

沖縄県生産性向上スマート農業機械導入支援事業の事業実施主体は、「沖縄県ブランド産地成長マニュアル」を活用し、産地の課題解決に取り組み、自ら産地を育成、成長させることが出来る産地づくりを実施するよう努めるものとする。

第４　事業の実施

１　事業の実施方針

本事業は、地域が抱える課題を明確にするため、第３のマニュアルに基づき、具体的な取組内容及びそれに対する成果目標を定めた実施計画を作成することを基本とし、第２に掲げる目標の達成に向け、地域の実情に応じつつ各種関連事業との連携の下に実施するものとする。

２　事業の内容

沖縄県生産性向上スマート農業機械導入支援事業で実施する事業の種類は次のとおりとし、各事業の内容、補助率は別表１に掲げるとおりとする。

（１）機械整備事業

ア　補助対象となる機械について、次の要件を満たす場合にあっては、事業実施主体と当該機械を利用する者との間でリース契約を締結することができるものとする。

３　事業の実施期間

本事業は第５の１により承認を受けた年度において事業を完了するものとする。

４　事業の対象地域及び対象品目

沖縄県生産性向上スマート農業機械導入支援事業の対象とする地域は以下のとおりとする。

（１）対象地域

ア　拠点産地、又は産地協議会を設置している地域

イ　知事が特に認めた地域

５　事業実施主体

（１）事業実施主体は、農業者、農業協同組合、農業者が組織する団体とする。

（２）農業者が組織する団体とは、３戸以上であって、かつ共同利用等を一体として取り組む集団とする。

６　成果目標

事業実施計画書に定める成果目標は次のとおりとする。

（１）対象品目の生産量の向上

（２）労働時間の５％以上削減

７　目標年度

成果目標の目標年度は事業実施年度の翌年度から２年度目とする。

８　費用対効果分析

事業の実施にあたっては、投資に対する効果が適正か否かを判断し、投資が過剰とならないよう、投資効率等を十分に検討（妥当投資額を算出し、投資効果1.0以上となるもの）し、整備する機械等の導入効果について別に定める手法を用いて定量的な分析を行うものとする。

第５　事業の実施等の手続

１　事業実施計画の提出手続

（１）沖縄県生産性向上スマート農業機械導入支援事業を実施しようとする事業実施主体は、別記様式１号により、実施計画書を作成して知事に提出し、その承認を受けるものとする。

（２）事業実施計画の重要な変更については、（１）に準じて行うものとする。

２　事業実施計画の変更

１の（２）の「事業の実施計画の重要な変更」とは、次の（１）から（４）ま

でに掲げるものとする。
（１）事業の中止又は廃止
（２）事業実施主体の変更
（３）事業実施主体における事業費の 20 パーセントを超える減
（４）事業実施主体における事業費の増

３　共同利用機械の設置場所の変更
１の事業実施計画の承認後に施設の設置場所の変更(同一地番内の変更を除く)が生じたときは、事業実施主体は、関係書類を添え知事に文書で届け出るものとする。

第６　補助
知事は、毎年度、予算の範囲内において、第５の規定により承認を受けた事業実施計画に基づく事業に要する経費につき、別表に定めるところにより補助するものとする。

第７　事業実施に係る報告等
１　事業実施状況の報告
事業実施主体は、事業実施年度の翌年度から目標年度まで、毎年度、当該年度における事業の実施状況を、別記様式２―１号により、翌年度の７月末までに知事へ報告するものとする。

第８　事業の評価
事業実施計画書に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法により事業評価を行うものとする。
１　事業実施主体等は事業実施計画の目標年度の翌年度において、事業実施計画に定められた目標年度の成果目標の達成状況について評価を行い、その結果を第７の１の事業実施状況の報告と併せて知事に報告するものとする。

２　知事は１の事業実施主体等からの報告を受けた場合には、その内容を点検評価し、必要に応じこの評価結果を踏まえ、事業実施主体等を指導するものとする。

３　２の点検評価の結果、成果目標が別に定める評価基準に満たない場合は、評価基準に達するまでの間、引き続き点検評価の対象とするものとする。
この場合、事業実施主体は、成果目標の達成状況を別記様式２－２号により、知事に報告するものとする。

４　この要領に定めるもののほか､事業評価の実施にあたり必要な事項については、園芸振興課長が別に定めるものとする。

第９　管理運営

事業実施主体は、沖縄県生産性向上スマート農業機械導入支援事業による補助を受けて整備した機械等を事業の実施計画に従って適正に管理運営するものとする。

第 10　事業名等の表示

沖縄県生産性向上スマート農業機械導入支援事業により整備した共同利用機械等には、事業名等を表示するものとする。

第 11　書類の経由

この要領に基づき知事に提出する書類は、所轄農業改良普及センター又は農林水産振興センターを経由しなければならない。

附　則

この要領は、令和８年４月１日から施行し、令和８年度事業から適用するものとする。

別表１

事　業　の　内　容	事業実施主体	補 助 率
第１　機械整備事業 １　スマート農業機械整備 果樹、野菜、花きの生産性を向上させ、産地形成を推進するためのスマート農業技術を利用した農業機械 スマート農業技術とは以下の（１）～（３）を満たすものとする。 （１）農業機械、農業用ソフトウェア、農業用の器具並びに農業用設備又は農業用施設を構成する装置であること （２）情報通信技術(電磁的記録として記録された情報を活用する場合に用いられるものに限る。)を用いた技術であること。 （３）農業を行うにあたって必要となる認知、予測、判断又は動作に係る能力の全部または一部を代替し、補助し、または向上させることにより、農作業の効率化、農作業における身体の負担の軽減又は農業の経営管理の合理化を通じて農業の生産性を相当程度向上させることに資するものであること。	農業者、農業協同組合、農業者が組織する団体	8/10 以内